

お知らせ

暴力団排除条項の一部改正について

当行は、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を踏まえ、平成22年4月1日以降順次、各種規定に暴力団等の反社会的勢力を排除する条項（「暴力団排除条項」）を導入しております。

今般、反社会的勢力の排除を一層適切かつ有効に行えるよう、普通預金・貯蓄預金共通規定等に定める暴力団排除条項を一部改正いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、改正後の新規定は、改正前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

記

1. 改正内容

(1) 反社会的勢力の該当要件に次の要件を追加^(※)いたします。

(※) 実質的にはこれまでの規定を明確化するものです。

- ① 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ② 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ③ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ④ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等の威力を利用していると認められる関係を有すること
- ⑤ 暴力団員等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑥ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 免責・損害賠償規定を追加いたします。

- ① 暴力団排除条項の適用により当該取引先に損害が生じても銀行は免責される。
- ② 暴力団排除条項の適用により銀行に損害が生じたときは当該取引先は損害賠償責任を負う。

2. 改正する規定

普通預金・貯蓄預金共通規定、西日本シティ総合口座取引規定、納税準備預金規定

3. 実施日

平成26年11月1日

以上



西日本シティ銀行